

# 伊賀市保育所（園）民営化計画 概要版

2022（令和4）年6月

伊賀市

健康福祉部保育幼稚園課

## I 計画策定の趣旨 ～なぜ民営化するのか？～

保育所（園）を取り巻く様々な状況の変化により、公立保育所（園）は多くの課題を抱えています。伊賀市では、児童の安全を確保し良好な保育環境を提供するため、**民間活力の導入による公立保育所（園）の民営化**に取り組んでいきます。

保育所（園）を取り巻く状況

### 社会の状況

- ・人口減少・少子高齢化、財政縮小
- ・女性の社会進出・就労機会の増加
- ・核家族化の進行

### 伊賀市の状況

- ・児童数減少
- ・低年齢児の利用割合の増加

### 保育所（園）の状況

- ・保育ニーズの多様化
- ・施設の老朽化

計画の期間

**2021(令和3)年度**から  
**2030(令和12)年度**まで  
**10年間**とします

子どもの活動や生活に悪影響が生じないように十分配慮し、保護者や地域の理解を得られるための十分な期間が必要であるとともに、良好な保育環境を早期に確保するため



## II 現状と課題 ～保育所（園）が抱える現状と課題～

児童数の減少に伴い利用児童数は減少しているが、女性の社会進出等により3歳未満児の利用率が増加しており、職員配置や設備の対応が必要。

児童数の減少と  
3歳未満児保育  
ニーズの増加

施設整備の検討の時期を迎えている施設が多いが、これらの施設を整備し、保育環境を良好に維持していくことは困難。建替えの必要性や手法等の検討も必要。

施設の老朽化と  
安全な保育環境  
への課題

保育士の状況

保育士の配置人数は国の基準による。低年齢児ほど保育士が多く必要となることや、多様化する保育ニーズに対応する職員も必要となることから、保育士が不足の状態。

保育ニーズの  
多様化への対応

就労形態の多様化や家庭環境の変化等に伴い延長保育や一時預かり事業などの特別保育のニーズや、特別な支援を必要とする児童への対応が増加している。

保育所（園）の  
運営費

保育所（園）の運営費に対する財政負担の割合は、公立は全額市の負担、私立は国1/2、県1/4、市1/4。特別保育事業や施設整備も公立は全額市の負担。

### Ⅲ 民営化に対する保護者の意識

「伊賀市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書」（2018（平成30）年度）では、保育所（園）を選ぶ際の公立と私立の意識については、「特に意識しない」61.5%で最も高く、10年前の前回調査の47.6%より増加していました。

また、保育所（園）を選ぶ際に重視することでは、「自宅に近いこと」84.3%、「小学校区にあること」60.5%に次いで、「施設や設備が整っていること」49.5%、「保育内容が充実していること」41.8%と続いています。

保護者が保育所（園）を選ぶ際には、公立か私立かの意識は低く、良好な保育環境を望んでいます。

### Ⅳ 望ましい保育所（園）の在り方

#### 1. 児童の安全を確保する

著しい老朽化施設の解消におけた整備

#### 2. 保育ニーズや課題に対応する

未満児保育需要への対応、保育士の確保

#### 3. 適正な規模を確保する

中規模園（110人以上）の規模を基本に

#### 4. 適正な配置を進める

小学校区を第一に保育提供エリアの設定



## V 具体的な取り組み内容 ～第Ⅰ期と第Ⅱ期～

全ての公立保育所（園）について、公立施設と私立施設の役割を踏まえて民営化を検討します。

### ◎安定した運営が見込める施設

施設が今後も使用可能で、保育需要が高く安定した運営が見込める一定規模の施設から取り組む。

### ◎子どもの集団活動が難しい施設

入所児童数が減少し、子どもの集団活動や各年齢に応じた保育が難しい施設は、統合・再編し民営化を検討。

### ◎セーフティネット的な役割を担う施設

年度途中入所への対応、配慮・支援を必要とする児童の受け入れ、入所児童が少なく安定的な運営が困難な地域などセーフティネット的な役割を果たす施設は、公立保育所（園）としての存続を検討。

### ◎施設整備が必要な施設

老朽化等の課題を抱えている施設は、改築を行うこととし、民営化した上で有利な財源（補助金）を活用した施設整備を実施。

### ◎認定こども園への移行

保育所と幼稚園の機能を見直し、保育所（園）に幼稚園機能を付加する認定こども園への移行も積極的に検討。

計画の第Ⅰ期（22年から25年）では、大山田保育園・さくら保育園・あやま保育所・ともだ保育所・たまたき保育所について検討を開始します。

計画の第Ⅱ期（26年から30年）では、残りの全所（園）について検討します。



## VI 民営化による効果等 ～メリットとデメリット～

公立保育所（園）の民営化は、公立保育所（園）における課題解決と市全体の子育て支援充実のための手段で、**民営化により生み出される財源**による「子育て施策」を順次進めることができます。

私立保育所（園）施設整備では、国・県の補助金を活用し、より安全な保育環境の整備が望めます。

子どもの状況に応じた職員の適正配置により、子どもの発達支援を充実できます。

私立保育所（園）の柔軟な運営や迅速な対応で、延長保育や一時預かり保育などの特別保育をより充実できます。

私立保育所（園）の特色を活かした教育・保育を実施することで保護者の選択肢が広がります。

子育て支援センターや学童保育など、市全体のその他の子育て施策の充実が図れます。

設置者が変わることで保育士等の交代が生じます。  
⇒移行準備期間を十分に確保し、引継ぎ、共同保育を行うことで保護者や児童の不安を解消します。

設置者が変わることで制服等の購入など、保護者の経済的負担が発生する場合があります。  
⇒事前の説明や協議により、負担軽減に努めます。





## Ⅶ 民営化実施の手法 ～実施の手法・流れ～

~~誰に？~~

### ① 民営化の方式

私立保育所（園）として、設置主体も運営主体も民間事業者に移行する「**民設民営方式**」とします。

### ② 民営化事業者

認可保育所等を運営している**社会福祉法人や学校法人を基本**としています。

~~どうやって？~~

### ① 保護者や地域との協議

保護者や地域の方と検討を行い、民間運営制度について十分に協議し理解を得て進めます。

### ② 事業者の選定

保護者や地域の代表と一緒に選定委員会を設置し、**プロポーザル審査（※）**により**事業者を選定**します。ただし、選定基準に満たなかった場合は事業者は選定されません。

### ③ 民営化移行準備期間

事業者決定から移管までには、引継ぎや共同保育を行う期間など準備に必要な移行準備期間を十分に設けます。

※プロポーザル審査とは

事業者に民営化に対する企画等を選定委員会で提案してもらい、その中から最も優れた提案を行った事業者を選定すること

